

## 徳島県企業局訓令第三号

局 中 一 般

徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県企業局長 上田輝明

徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局安全衛生規程（昭和六十二年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

（化学物質管理者）

**第八条の二** 省令第十二条の五第一項本文又は第二項本文に規定する事業場に該当する本局及び事業所に化学物質管理者を置く。

- 2 化学物質管理者は、省令第十二条の五第三項第二号イ又はロに掲げる者に該当する職員のうちから、当該本局又は事業所の安全衛生管理者が選任する。
- 3 化学物質管理者は、当該本局又は事業所における省令第十二条の五第一項各号に規定する化学物質の管理又は同条第二項に規定する表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理する。

（保護具着用管理責任者）

**第八条の三** 前条第一項に規定する本局及び事業所に保護具着用管理責任者を置く。

- 2 保護具着用管理責任者は、省令第十二条の六第二項第二号に掲げる者に該当する職員のうちから、当該本局又は事業所の安全衛生管理者が選任する。
- 3 保護具着用管理責任者は、当該本局又は事業所における省令第十二条の六第一項各号に掲げる事項を管理する。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。